⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成29年８月28日
中国地方交通審議会会長　藤原　章正

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成29年８月16日に２週間の業務停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年８月28日
広島法務局長　喜多　剛久

記

氏名　三川　俊治
所属する司法書士会　広島司法書士会
登録番号　広島第592号
事務所の所在地　広島県中区白島北町３番14号
違反行為　本人確認義務違反等

公示送達

審査請求人　群馬県前橋市下大屋町304－２ガーデン下大屋206号
若林有花里

上記の者に送達すべき審査請求事件平成29年度第32号に関する決定書の謄本は、埼玉県さいたま市浦和区高砂１－１－１朝日生命浦和ビル３階関東信越厚生局社会保険審査事務室が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

社会保険審査官及び社会保険審査会法第15条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年８月28日
社会保険審査官　中林　裕明

（備考）決定の主文及び年月日
1　決定の主文　この審査請求を棄却する。
2　決定年月日　平成29年７月24日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年８月28日
北陸地方整備局長　小俣　篤

1　処分をした年月日　平成29年８月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　第一建設工業株式会社　高木　言芳　新潟県新潟市中央区八千代１－４－34　国土交通大臣許可（特－25）第1948号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年６月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

隊員の懲戒処分

航空保安管制群　空士長　稲石　孝之

自衛隊法第46条第１項第１号の規定により免職する。

平成29年８月28日
航空保安管制群司令　１等空佐　太田　久雄

隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等

1　自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第73条第１項の規定に基づく被疑事実通知書
第９航空団　空士長　山内　朗　殿
平成28年12月19日以降、正当な理由なく欠勤した。

第９航空団整備補給群司令
１等空佐　黒子　一也

2　自衛隊法施行規則第71条の規定に基づく審理のために出頭すべき期日及び場所等
⑴　審理のために出頭すべき期日
平成29年10月23日午前10時
⑵　出頭すべき場所　航空自衛隊那覇基地（沖縄県那覇市字当間301番地）
⑶　その他審理のために必要な事項
ア　弁護人が必要な場合には、平成29年９月19日までに、懲戒権者に対し申し出ることができる。
イ　平成29年10月10日までの間に、懲戒権者に対し、証人を指定し、その尋問を申請し、又は証拠物を指定し、その証拠調べを申請することができる。
証人を指定する場合には、証人の住所又は所属、官職、氏名及び尋問事項を、証拠調べを請求する場合には、証拠物の内容、所在及び取調事項を示して行うものとする。
ウ　審理における供述を辞退する場合には、その旨を申し出ることができる。

平成29年８月28日
航空自衛隊第９航空団整備補給群司令
１等空佐　黒子　一也

一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分

（退職をした者の氏名）稲石　孝之
（退職時の勤務官署）航空保安管制群入間管制隊

国家公務員退職手当法第12条第１項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取り消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

平成29年８月28日
航空保安管制群司令　１等空佐　太田　久雄

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第３２８号
北海道北広島市大曲末広５丁目７番地１
申立人　大坂　国広
本籍青森県八戸市大字小中野町字中道13番地、最後の住所青森県八戸市小中野３丁目21番18号、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日平成29年４月３日、出生の場所青森県八戸市、出生年月日昭和28年２月３日、職業会社員
被相続人　亡　大坂　勉
事務所青森県八戸市根城９－19－９浅石法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野　晶子
青森家庭裁判所八戸支部

平成２９年（家）第９０３９号
秋田市広面字野添55番地２ピアネス野添107号
申立人　石川　祥子
本籍秋田県男鹿市鵜木字白榎49番地３、最後の住所秋田市広面字野添146番地３タウニィ野添103号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日平成28年８月16日、出生の場所秋田県男鹿市、出生年月日昭和44年４月27日、職業無職
被相続人　亡　小玉　信行
事務所秋田市山王３丁目１番13号三菱マテリアル不動産ビル６階松本総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　笈川　正典
秋田家庭裁判所